

各 法人代表者 様

大阪府福祉部長

「社会福祉法人の認可について」等の一部改正について

標記について、厚生労働省より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、各法人におかれましては通知の趣旨及び内容について、別添「改正の概要」を参考にご理解いただき、適正な事務処理に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、下記1記載の通知文書につきましては、お手数ですが大阪府地域福祉推進室法人指導課のホームページ（下記2記載）よりダウンロード等していただきますようお願いいたします。

記

1 通知文書

- ① 平成24年3月30日付け雇児発0330第12号、社援発0330第4号、老発0330第4号通知『「社会福祉法人の認可について」の一部改正について』
- ② 平成24年3月30日付け障企発0330第6号、社援企発0330第1号、老高発0330第1号、雇児総発第1号通知『「社会福祉法人の認可について」の一部改正について』
- ③ 平成24年3月30日付け社援発0330第6号通知『「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」の一部改正について』
- ④ 平成24年3月30日付け雇児発0330第1号、社援発0330第7号、老発0330第5号通知『「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について』
- ⑤ 平成24年3月30日付け雇児発0330第3号、社援発0330第8号、老発0330第6号通知『「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の一部改正について』
- ⑥ 平成24年3月30日付け社援発0330第9号、老発0330第7号通知『「地域・共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の一部改正について』
- ⑦ 平成24年3月30日付け社援発0330第5号通知『障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について』

2 ホームページ

大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課ホームページ

(社会福祉法人等への通知文書等)

[http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/kakushu\\_annai/tsuchibunsho.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html)

(本件連絡先)
大阪府福祉部地域福祉推進室
法人指導課 指導・監査G
TEL 06-6944-6660
FAX 06-6944-1982